

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺

- (一) 物販運致事故等
(二) 市車に運送品が破損
(三) 他車(電車等)に接近
(四) 十台停車して客を降かせ
(五) 会部中へこのり強硬せよ
大さうに注意し同に注意せよ
女や子供は座席中に座るべからず
(六) 文芸兵や街角は譲歩して注意せよ
(七) 傷重傷死を予防し事故を減少せよ
(八) 歩行者は歩道、上り下り、このり
に注意せよ
(九) 歩行者は歩道、このり、歩道、このり
に注意せよ
(十) 歩行者は歩道、このり、歩道、このり
に注意せよ

労秘第七一八號

昭和四年四月八日

寫

警視總監 官田 光 雄

内務大臣 望月 圭 介 殿
社 會 局 長 官 殿

京都大阪神奈川兵庫愛知
各府縣知 事 殿

東京市電自治會自動車部、待遇改善運動ニ関スル件

要旨 四月四日水戸一般従業員八幹部ノ通知セル緊急指令ニ基キ
新谷出張所ヲ初メ各線共多少安全ヲ一ノ名目ノ下ニ従業員ヲ爲シ居ルニ
幹部検査ノ結果統制ヲ行動ナシ

4. 5. 9
511